



大津市公報

令和元年 7 月 1 日
号外 (第 12 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 8 大津市認定こども園の認定の手續等及び運営の基準に関する規則..... 1
- 9 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則..... 6
- 10 大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則等の一部を改正する規則..... 7
- 11 大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則..... 9
- 12 大津市危険物規制規則の一部を改正する規則..... 9

消 防 局 長 告 示

- 1 平成4年消防長告示第2号(大津市火災予防条例に基づく日本工業規格の指定について)の一部改正.....12
- 2 平成12年消防局長告示第1号(喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んでいない場所の指定について)の一部改正.....12

教 育 委 員 会 規 則

- 3 大津市歴史博物館の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則.....12

規 則

大津市認定こども園の認定の手續等及び運営の基準に関する規則を公布する。
令和元年 7 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 8 号

大津市認定こども園の認定の手續等及び運営の基準に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)の認定の手續等及び運営の基準に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)その他法令及び大津市認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年条例第1号。以下「条例」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
(認定こども園の認定の申請)

第 3 条 法第4条第1項の申請書は、認定こども園認定申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 園地及び園舎に係る権利関係を明らかにした書類
- 設備に要する経費及びその財源並びに申請者の財務状況を明らかにした書類
- 寄附行為、定款又はこれらに相当する書類
- 経営の責任者及び職員の名簿及び経歴書
- 資格又は免許を必要とする職種にあっては、これらを有することを証する書類
- 認定こども園の運営に関する規程
- 教育及び保育の目標並びにその主な内容に関する書類
- 子育て支援事業の内容に関する書類
- 法第3条第5項第4号イからチまでに該当しない旨の誓約書
- 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の届出)

第 4 条 法第29条第1項の規定による届出は、認定こども園変更届出書(様式第2号)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、当該変更の内容を明らかにした書類を添付しなければならない。

(教育及び保育の内容の基準)

第5条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開すること。

保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。

共通利用時間(教育時間相当利用児及び教育・保育時間相当利用児に共通する利用時間をいう。以下同じ。)において、幼児期の子どもの特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

2 条例第7条第7項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

教育時間相当利用児と教育・保育時間相当利用児がいることを踏まえ、指導計画の作成に当たっては、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

共通利用時間における教育及び保育のねらい及び内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくものとし、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

家庭や地域において異年齢の子どもと関わる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動と、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動とを、発達の状況にも配慮しつつ、適切に組み合わせ設定するなどの工夫をすること。

受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すこととならないように配慮すること。

3 条例第7条第8項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子ども発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図り、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動において遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるための工夫をすること。この場合において、満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮し、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和を図るよう工夫をすること。

共通利用時間については、一人一人の子どもの行動の理解と予測に基づき、計画的に環境を構成するとともに、集団との関わりにおいて自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり、かつ、広がるように、教育・保育従事職員の関わり方を工夫すること。

教育・保育従事職員が子どもにとって重要な環境となっていることを踏まえ、子どもと教育・保育従事職員の信頼関係を十分に築き、子どもと共により良い教育及び保育の環境を創造すること。

4 条例第7条第9項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境の違い等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に留意すること。この場合において、特に満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。

子どもが集団生活に円滑に接続することができるよう、家庭との連携及び協力を図るなどの配慮を十分に行うこと。

1日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことから、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動により発達を促す経験が得られるように、環境の構成、教育・保育従事職員の指導等を工夫すること。

乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることに鑑み、望ましい食習慣の定着を促すとともに、一人一人の子どもの状態に応じた食事の摂取法及び摂取量、食物アレルギー等への適切な対応に配慮するほか、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通して食事をするへの興味や関心を高め、健全な食生活を実践する基礎を培うための食育の取組を行うこととし、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。

午睡については、生活のリズムを構成する重要な要素であることから、安心して眠ることができる環境を確保するとともに、利用時間や子どもの発達の状況等による個人差を踏まえ、一律とならないよう配慮すること。

健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについては、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含めた適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等の日常

的な連携を図ること。この場合においては、職員間の連絡及び協力の体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

保護者が子育てを実践する力の向上に寄与するとともに、地域社会において家庭や住民が子育てを実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、教育及び保育活動への保護者の積極的な参加を促すこと。この場合においては、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

5 条例第7条第10項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、小学校等との連携を通じた教育及び保育の質の向上を図ること。

地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童との交流及び教育・保育従事職員と小学校等の職員との交流を積極的に進めること。

全ての子どもについて、指導要録等の子どもの育ちを支えるための資料を送付等することにより、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(教育・保育従事職員の資質の向上等の基準)

第6条 条例第8条の規定による教育・保育従事職員の資質向上等は、次に掲げる事項に留意して実施されなければならない。

教育・保育従事職員の資質が教育及び保育の提供において重要であることを踏まえ、教育・保育従事職員自らがその向上に努めるよう促すこと。

教育及び保育の質の向上の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であることから、これらに必要な時間の確保について様々な工夫を行うこと。

教諭免許状所持者と保育士登録者との相互理解を図ること。

教育及び保育、子育て支援事業等多様な業務が展開されることに鑑み、園長も含めた職員に対する認定こども園の内外における研修の内容を多様なものとする。この場合において、当該研修を計画的に実施するとともに、その機会の確保に配慮すること。

園長にあっては、認定こども園の多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められることから、これらの能力を向上させること。

(子育て支援事業の基準)

第7条 条例第9条の規定による子育て支援事業は、次に掲げる事項に留意して実施されなければならない。

教育・保育従事職員の専門性を十分に活用し、子育てに関する相談、親子の交流の機会の提供等を通して保護者自身の子育てに関する能力の向上を支援すること。

保護者が希望するときに子育て支援事業の利用が可能となる体制の確保に努めること。

教育・保育従事職員については、研修等により子育て支援事業の実施に必要な能力をかん養し、その専門性及び資質の向上を図ること。

地域における子育てを支援する活動を行うボランティア、専門機関等と連携する等、地域の多様な人材及び社会資源を活用するよう努めること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

認定こども園認定申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

申請者(設置者)名称

代表者

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項(第3項)の規定による認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 認定を受けようとする施設の名称、種類及び所在地(連携施設がある場合は、連携施設についても記載すること。)

名称

種類

所在地

- 2 定員

満3歳以上の保育を必要とする子ども 人

満3歳以上の保育を必要とする子ども以外の子ども 人

満3歳未満の保育を必要とする子ども 人

- 3 認定こども園の名称

- 4 認定こども園の長となるべき者の氏名

- 5 認定こども園としての運営開始年月日

- 6 添付書類

園地及び園舎に係る権利関係を明らかにした書類

設備に要する経費及びその財源並びに申請者の財務状況を明らかにした書類

寄附行為、定款又はこれらに相当する書類

経営の責任者及び職員の名簿及び経歴書

資格又は免許を必要とする職種にあっては、これらを有することを証する書類

認定こども園の運営に関する規程

教育及び保育の目標並びにその主な内容に関する書類

子育て支援事業の内容に関する書類

法第3条第5項第4号イからチまでに該当しない旨の誓約書

前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

認定こども園変更届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

届出者(設置者)名称

代表者

就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項各号に掲げる事項等を変更するので、同法第29条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 認定年月日

4 変更内容

変更事項	変更前	変更後

5 変更理由

6 変更予定年月日

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

令和元年7月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第9号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例施行規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和44年規則第13号)様式第18号から様式第22号まで

大津市火災予防規則(昭和59年規則第43号)第3条第2項、様式第8号の3、様式第23号の2及び様式第24号

大津市個人情報保護条例施行規則(平成16年規則第28号)様式第9号

大津市危険物保安管理優良事業所の認定に関する規則(平成19年規則第91号)別記様式

大津市食品衛生法施行細則(平成21年規則第26号)様式第2号、様式第3号及び様式第5号から様式第11号まで

大津市と畜場法施行細則(平成21年規則第27号)様式

大津市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成21年規則第28号)様式第2号、様式第3号、様式第5号から様式第10号まで、様式第12号及び様式第14号から様式第17号まで

大津市旅館業法施行細則(平成21年規則第29号)様式

大津市興行場法施行細則(平成21年規則第30号)様式

大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成21年規則第31号)様式

大津市公衆浴場法施行細則(平成21年規則第32号)様式

大津市理容師法施行細則(平成21年規則第33号)様式第1号から様式第4号まで及び様式第6号

大津市美容師法施行細則(平成21年規則第34号)様式第1号から様式第4号まで及び様式第6号

大津市クリーニング業法施行細則(平成21年規則第35号)様式第1号から様式第5号まで及び様式第7号

大津市温泉法施行細則(平成21年規則第36号)様式

大津市医療法施行細則(平成21年規則第37号)様式

大津市歯科技工士法施行細則(平成21年規則第38号)様式

大津市柔道整復師法施行細則(平成21年規則第39号)様式

大津市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(平成21年規則第40号)様式

大津市毒物及び劇物取締法施行細則(平成21年規則第41号)様式第1号から様式第6号まで、様式第8号から様式第11号まで及び様式第13号

(21) 大津市健康増進法施行細則(平成21年規則第42号)様式第2号から様式第4号まで

(22) 大津市化製場等に関する法律等施行細則(平成21年規則第44号)様式第1号から様式第8号まで

(23) 大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(平成21年規則第45号)様式第1号から様式第6号まで、様式第8号及び様式第9号

(24) 大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則(平成21年規則第77号)様式第18号から様式第22号まで

(25) 大津市母子保健法施行細則(平成21年規則第78号)様式第2号、様式第3号及び様式第5号から様式第13号まで

(26) 大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成21年規則第79号)様式第1号の18、様式第1号の23、様式第2号から様式第15号まで及び様式第17号から様式第24号まで

(27) 大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年規則第127号)様式第1号、様式第3号及び様式第5号から様式第7号まで

(28) 大津市老人福祉法施行細則(平成24年規則第64号)様式第6号から様式第17号まで及び様式第19号から様式第29号まで

(29) 大津市森林組合法施行細則(平成24年規則第65号)様式第1号から様式第6号まで、様式第8号及び様式第9号

(30) 大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年規則第11号)様式第3号から様式第7号まで

(31) 大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年規則第65号)様式

- (32) 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成26年規則第98号)別表第1
- (33) 大津市生活困窮者自立支援法施行細則(平成27年規則第64号)様式第1号から様式第3号まで、様式第5号、様式第8号、様式第9号、様式第11号、様式第13号、様式第16号、様式第18号及び様式第21号から様式第23号まで
- (34) 大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年規則第70号)様式第1号から様式第7号まで、様式第10号、様式第12号から様式第15号まで及び様式第17号
- (35) 大津市特殊標章及び身分証明書の交付に関する規則(平成30年規則第5号)様式第3号
(大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則(平成11年規則第64号)の一部を次のように改正する。

本則、附則様式、別表(別表第7を除く。)及び様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別表第7中「日本工業規格(以下)」を「日本産業規格(以下この表において)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年7月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第10号

大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則(昭和60年規則第25号)の一部を次のように改正する。
第6条第2号を次のように改める。

センター及びその敷地内において喫煙しないこと。

(大津市伊香立環境交流館の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 大津市伊香立環境交流館の管理運営に関する規則(平成5年規則第16号)の一部を次のように改正する。
第4条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

環境交流館及びその敷地内において喫煙しないこと。

第5条第3項第3号中「特に喫煙の」を「火気を使用した場合は、」に、「履行する」を「行う」に改める。
様式第2号中「室内」を「環境交流館及びその敷地内」に改め、「。また、喫煙をするときは、所定の場所ですること。ただし、吸殻の後始末を完全に行うこと」を削る。

(大津市旧竹林院の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 大津市旧竹林院の管理運営に関する規則(平成5年規則第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3号中「、喫煙又は飲食を」を「飲食」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

旧竹林院の施設及びその敷地内において喫煙しないこと。

(大津市営霊園条例施行規則の一部改正)

第4条 大津市営霊園条例施行規則(平成6年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第16条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
喫煙すること。

(大津市創作展示館の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 大津市創作展示館の管理運営に関する規則(平成7年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「喫煙し、」を削り、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

創作展示館及びその敷地内において喫煙しないこと。

(大津市斎場の管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 大津市斎場の管理運営に関する規則(平成7年規則第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3号中「、又は喫煙し」を削り、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

斎場及びその敷地内において喫煙しないこと。

(大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則の一部改正)

第7条 大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則(平成10年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3号中「喫煙し、又は」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

プラザ内において喫煙しないこと。

(大津市スカイプラザ浜大津の管理運営に関する規則の一部改正)

第8条 大津市スカイプラザ浜大津の管理運営に関する規則(平成10年規則第72号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条第4号中「施設」を「プラザ」に改める。

(大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則の一部改正)

第9条 大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則(平成13年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条第5号中「喫煙し、又は」を削り、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

会館及びその敷地内において喫煙しないこと。

(大津市滋賀里コミュニティセンターの管理運営に関する規則の一部改正)

第10条 大津市滋賀里コミュニティセンターの管理運営に関する規則(平成15年規則第15号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「室内」を「コミュニティセンター及びその敷地内」に改め、「。また、喫煙をするときは、施設内の所定の場所ですること。ただし、吸殻の後始末を完全に行うこと」を削る。

(大津市公人屋敷の管理運営に関する規則の一部改正)

第11条 大津市公人屋敷の管理運営に関する規則(平成17年規則第66号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「施設」を「公人屋敷の施設」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第3号中「おいて、」を「おいて」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

公人屋敷の施設及びその敷地内において喫煙しないこと。

(大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則の一部改正)

第12条 大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則(平成17年規則第127号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「施設」を「温泉保養交流施設の施設」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第3号中「、喫煙し、又は」を削り、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

温泉保養交流施設の施設及びその敷地内において喫煙しないこと。

(大津市旧大津公会堂の管理運営に関する規則の一部改正)

第13条 大津市旧大津公会堂の管理運営に関する規則(平成21年規則第129号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条第5号中「喫煙し、又は」を削り、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

旧大津公会堂及びその敷地内において喫煙しないこと。

(大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則の一部改正)

第14条 大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則(平成24年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「喫煙し、又は」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

センター及びその敷地内において喫煙しないこと。

様式第2号中「原形」を「原状」に、「室内」を「センター及びその敷地内」に改め、「。また、喫煙するときは、所定の場所ですること。ただし、吸殻の後始末を完全に行うこと」を削る。

(大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則の一部改正)

第15条 大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則(平成25年規則第25号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「室内」を「センター及びその敷地内」に改め、「。また、喫煙をするときは、敷地内の所定の場所ですること。ただし、吸殻の後始末を完全に行うこと」を削る。

(大津市まちなか交流館の管理運営に関する規則の一部改正)

第16条 大津市まちなか交流館の管理運営に関する規則(平成27年規則第92号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「喫煙し、又は」を削り、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

交流館及びその敷地内において喫煙しないこと。

(大津市大津祭曳山展示館の管理運営に関する規則の一部改正)

第17条 大津市大津祭曳山展示館の管理運営に関する規則(平成27年規則第93号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同条第2号中「喫煙し、又は」を削り、同条第

3号とし、同号の次に次の1号を加える。

展示館及びその敷地内において喫煙しないこと。

第4条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

展示館の施設若しくは設備又は資料等を汚損し、又は毀損しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年7月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第11号

大津市職員協働推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市職員協働推進本部設置規則(平成23年規則第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

市民・市民団体又は事業者の提案による協働事業(条例第12条第1項に規定する協働事業をいう。)の推進に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市危険物規制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年7月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第12号

大津市危険物規制規則の一部を改正する規則

大津市危険物規制規則(昭和60年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書」を「危険物仮貯蔵・仮取り扱い承認申請書」に改める。

第3条を次のように改める。

(製造所等の設置の許可等)

第3条 法第11条第1項前段の規定による製造所、貯蔵所若しくは取扱所(以下「製造所等」という。)の設置の許可又は同項後段の規定による変更の許可の申請を行う者であって、政令第23条の規定による基準の特例の適用を受けようとするものは、当該申請の際に、危険物製造所等特例基準適用内容書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第11条第2項の規定により製造所等の設置の許可又は変更の許可をしたときは、許可書(様式第4号の2)を当該申請を行った者に交付するものとする。

第19条第1項中「付属」を「附属」に、「様式第20号」を「様式第24号」に改める。

第20条中「様式第21号」を「様式第25号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

危険物 仮貯蔵 承認申請書
仮取扱い

(宛先) 大津市 消防署長		年 月 日 申請者 住所 _____ (電話 _____) 氏名 _____
危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	電話 ()
	氏名	
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地 ・ 名称	
危険物の類、品名及び最大数量	指定数量 の倍数	倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法		
仮貯蔵・仮取扱いの期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
管理の状況		
現場管理責任者	住所	緊急連絡先 ()
	氏名	
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理		
その他必要事項		
受付欄	経過欄	手数料欄
	承認年月日 承認番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
 4 印の欄は、記入しないこと。

様式第4号を様式第4号の2とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第3条関係)

危険物製造所等特例基準適用内容書

本設置・変更許可申請の内容のうち、消防法第10条の規定による危険物製造所等の位置、構造及び設備の基準について、危険物の規制に関する政令第23条の規定に基づく特例の適用を受けようとする事項及びそのために講じる措置等は、次のとおりです。

<p>特例の適用を受けようとする事項</p>	
<p>理由及び特例の適用を受けるために講じる措置等</p>	
<p>備 考</p>	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 この様式は、特例の適用を受けようとする許可申請書に添付すること。
 - 3 必要に応じて図面、資料等を添付すること。

様式第12号、様式第22号及び様式第23号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消 防 局 長 告 示

大津市消防局長告示第1号

平成4年消防局長告示第2号(大津市火災予防条例に基づく日本工業規格の指定について)の一部を次のように改正する。

令和元年7月1日

大津市消防局長 安 井 達 治

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

大津市消防局長告示第2号

平成12年消防局長告示第1号(喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所の指定について)の一部を次のように改正する。

令和元年7月1日

大津市消防局長 安 井 達 治

第2号の表アルセ平和堂坂本店の項の次に次のように加える。

ドラッグコスモス下 阪本店	店舗	大津市下阪本一丁目	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持 込みの禁止
------------------	----	-----------	----	-------------------------

教 育 委 員 会 規 則

大津市歴史博物館の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年7月1日

大津市教育委員会
教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第3号

大津市歴史博物館の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(大津市歴史博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 大津市歴史博物館の管理運営に関する規則(平成2年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「の各号」を削り、同条第6号中「、喫煙又は」を削り、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

博物館及びその敷地内において喫煙しないこと。

(大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則(平成4年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「の各号」を削り、同条第3号中「喫煙し、又は」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

センター及びその敷地内において喫煙しないこと。

(大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則(平成5年教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条中「の各号」を削り、同条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3号中「喫煙し、又は」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

センター及びその敷地内において喫煙しないこと。

(大津市埋蔵文化財調査センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 大津市埋蔵文化財調査センターの管理運営に関する規則(平成7年教育委員会規則第7号)の一部を次

のように改正する。

第4条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条第2号中「喫煙し、又は」を削り、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

センター及びその敷地内において喫煙しないこと。

(大津市和邇文化センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 大津市和邇文化センターの管理運営に関する規則(平成18年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3号中「喫煙し、又は」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

センター及びその敷地内において喫煙しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。